

施設 No.	施設名称	貸室名称	面積	単位	改正前 使用料	改正後 使用料	比較	改定 方針	貸室類型	条例・規則名
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	暖房料(アリーナ)	553.53	1時間	200	200	0	据置	冷暖房	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	暖房料(ストーブ)	—	1台1時間	50	100	50	増	冷暖房	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	持込電気器具等電気 料金(500w以上、1kwh まで)	—	1回	50	変更	変更	変更	持込電気器具使用料	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	持込電気器具等電気 料金(500w超)	—	コンセント 1箇所/1時 間	未設定	50	変更	変更	持込電気器具使用料	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	調理実習ガス料金	—	1時間	100	100	0	据置	設備利用(その他)	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	味噌煮加工設備	—	原料(大豆) 1斗	700	700	0	据置	その他備付電気器具使用料	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	こうじ加工設備	—	原料(大豆) 1斗	300	300	0	据置	その他備付電気器具使用料	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	豆腐加工設備	—	原料(大豆) 1斗	100	100	0	据置	その他備付電気器具使用料	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則
16	一関文化伝承館(舞川市民センター)	その他の加工設備	—	原料(大豆) 1斗	100	100	0	据置	その他備付電気器具使用料	市民センター条例施行規則 文化伝承館条例施行規則